

独立行政法人国立高等専門学校機構 津山工業高等専門学校と
公益社団法人日本技術士会 中国本部岡山県支部の連携協力に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構 津山工業高等専門学校(以下「甲」という)と公益社団法人日本技術士会 中国本部岡山県支部(以下「乙」という)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は甲と乙が科学技術に関して相互に連携・協力して、21世紀の中核となる技術者の人材育成支援を推進し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(連携協定)

第2条 甲と乙が連携協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 技術士、教職員の資質、能力の向上に関する事
- (2) 学生の教育支援及び社会貢献活動に関する事
- (3) 学校教育及び社会教育における諸課題への対応に関する事
- (4) その他、学校教育充実等に関し必要と認められる事項に関する事

(方法)

第3条 甲と乙は連携協力するにあたり、技術士、教職員の派遣及び受け入れ並びに施設設備の利用等について、お互いに便宜を図るものとする。

(経費)

第4条 甲と乙の連携協力に伴う経費は、原則として各自が負担する。ただし、特別に技術士、教職員の派遣及び受け入れを要請した場合は、要請した側がその経費を負担する。

(有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、甲、乙いずれからも別段の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して決定する。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成25年9月27日

独立行政法人 国立高等専門学校機構
津山工業高等専門学校 学校長

副 次 長 印



公益社団法人 日本技術士会
中国本部岡山県支部 支部長

木 口 誠

